

千葉県教育委員会会議議事録

令和6年度第2回会議（定例会）

1 期 日 令和6年5月22日（水）
開会 午前10時30分
閉会 午前11時40分

2 教育長及び出席委員
教育長 富塚 昌子
委員 岡本 毅
貞廣 斎子
花岡 伸和
永沢 佳純
櫻井 直輝

3 出席職員

教 育 次 長 井田 忠裕
教 育 次 長 杉野 可愛

企画管理部

企 画 管 理 部 長 福田 有理
学 校 危 機 管 理 監 原 義明
県 立 高 校 統 括 監 細川 義浩
教 育 総 務 課 長 吉本 明広
教 育 政 策 課 長 古谷野 久美子

教育振興部

教 育 振 興 部 長 荒金 誠司
教 育 振 興 部 次 長 里見 学
学 習 指 導 課 長 増田 武一郎
特 別 支 援 教 育 課 長 齋藤 勝史
教 職 員 課 長 鈴木 克之

教育振興部

学習指導課主幹兼学力向上推進室長 織田 克彦
同 主幹兼教育課程指導室長 大木 圭
同 学力向上推進室主席指導主事 西野 将司
同 指導主事 竹蓋 大毅
同 指導主事 金子 聖
同 教育課程指導室指導主事 村瀬 正
特別支援教育課主幹兼教育課程指導室長 塩田 順子
同 指導主事 小西 孝政
教職員課主幹兼管理室長 佐々木 恵
同 管理主事 伊藤 忠幸
同 管理主事 鈴木 保博
同 管理主事 平野 孝幸

事務局

企画管理部教育総務課
主幹兼委員会室長 山口 聖剛

同	副主幹	小合	基夫
同	主査	杉本	浩二

4 教育長開会宣告

令和6年4月20日付けで再任した富塚教育長から挨拶があった。

5 署名人の指名 花岡委員

6 令和6年度第1回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第4号議案から第12号議案の議案9件、報告1及び報告2の報告2件である。第8号議案及び第9号議案については、教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、また、第10号議案から第12号議案については、同規則同条同項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を岡本委員にお願いする。

9 審議事項

第4号議案 令和7年度使用県立中学校教科書の採択に関する基本的な考え方について

【学習指導課長】

本議案は、千葉県教育委員会行政組織規則第5条第17号に規定されている、令和7年度使用県立中学校教科用図書の採択について、その基本方針を定めようとするものである。本県では、県立中学校で使用する教科書の選定に際して、千葉県教科用図書選定審議会に諮問することとしており、この「基本方針」は、選定審議会で教科書を選定するための判断基準にもなる。

2の（1）の「採択する教科書の考え方」は、県教育委員会として教科書を採択する上での「基本理念」とするものである。①にあるように、本県ならではの教育に最も適合した教科書であることを重視するとともに、②にあるように各学校の教育目標等を達成するために最もふさわしい教科書を採択することとしている。

この基本理念のもと、どの教科書がよりふさわしいかを選定するための基準が、（2）にある「選定の基準」となる。今後、教科用図書選定審議会では、個別の教科書に関する具体的な調査研究を、その下部組織である「専門調査員会」に委ね実施することとなる。

よって、具体的に教科書を比較検討するポイントを、あらかじめ明確にすることが必要であるため、（3）の「調査研究の観点」を①から⑤のように定めた。この①から④については、「第3期千葉県教育振興基本計画」に4つの基本目標と11の施策が示されている。この「調査研究の観点」の①は【施策1】の「人生を主体的に切り拓くための学びの確立」、②は【施策2】の「道徳性を高める心の教育の推進」、③は【施策3】の「生涯をたくましく生きるための健康・体力作りの推進」、④は【施策10】の「郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成」、にそれぞれ対応した内容となっている。なお、文言については第3期教育振興基本計画をもとに作成している。

一方、⑤については、高等学校と一貫した教育を行う中学校は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条の3により学校毎に教科書を選択することから、各県立中学校の学校教育目標等や教育課程を踏まえた調査研究の観点としている。

【岡本教育長職務代理者】

第4号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【岡本教育長職務代理者】

第4号議案は、原案どおり可決する。

第5号議案 令和7年度千葉県県立中学校第1学年入学者決定要項の制定について

【学習指導課長】

この入学者決定要項は、「県立中学校管理規則」第25条及び千葉県教育委員会行政組織規則第5条の規定により、生徒の募集、入学者の決定方法等の大枠について定めるものである。

令和7年度の入学者決定要項における日程以外の変更点は、大きく2点となる。1点目は、各学校での掲示板による結果発表を廃止し、ホームページへの掲載に一本化することである。2点目は、二次検査受検候補者証明書及び入学許可候補者内定通知書の送付を廃止することである。昨年度、受検校での掲示板による発表に訪れる志願者がほとんどいなかったこと、また、受検生はもちろん保護者や在籍校の職員などが受検校のホームページで結果の確認をしている実態から、変更することとした。なお、ホームページへのアクセスの集中等に伴う発表時のトラブルは、昨年度まで発生していないことを申し添える。

この入学者決定要項は、本日の議決を経た後、報道発表し、県教育委員会のホームページで公表するとともに県報に登載し、県民に告示する。なお、この入学者決定要項に基づいて、詳細を定める「入学者決定実施要項」を8月に作成し、県教育委員会のホームページに公表する。

一次検査は令和6年12月7日に実施し、同月18日に結果の発表を行う。二次検査は令和7年1月24日に実施し、同月31日に結果の発表を行う。なお、入学者決定に係る日程については、令和5年12月の教育委員会会議において決定し、すでに県教育委員会ホームページで公表している。

【岡本教育長職務代理者】

主な私立中学校の入試が2月1日から始まることから、2次検査の発表日を1月31日としていただいたことに感謝している。今後も続けていただきたい。

【学習指導課長】

承知した。

【岡本教育長職務代理者】

第5号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【岡本教育長職務代理者】

第5号議案は、原案どおり可決する。

第 6 号議案 令和 7 年度千葉県県立高等学校第 1 学年入学者選抜要項の制定について

【学習指導課長】

この入学者選抜要項は、県立高等学校管理規則第 25 条及び千葉県教育委員会行政組織規則第 5 条の規定により、令和 7 年度入学者選抜の方法等について定めるものである。

「第一 入学者選抜の種類」では、入学者選抜の種類、本検査等の期日を、「第二 一般入学者選抜」から「第十 通信制の課程の入学者選抜」では、各入学者選抜について、提出書類、検査の内容、選抜方法等の大枠を定めている。令和 7 年度の入学者選抜における日程以外の主な変更点は、インターネット出願を、令和 6 年度選抜の 12 校から全校実施とすることである。

この入学者選抜要項は、本日の議決を経た後、報道発表し、県教育委員会のホームページで公表するとともに、県報に登載し、県民に告示する。その後、この入学者選抜要項に基づいて、詳細を定める入学者選抜実施要項を 8 月に作成し、県教育委員会のホームページに公表する。

本検査は令和 7 年 2 月 18 日、19 日の 2 日間で、追検査は同月 27 日に実施する。入学許可候補者の発表は 3 月 4 日に行う。なお、選抜日程については、令和 5 年 12 月の教育委員会会議において決定し、すでに県教育委員会ホームページで公表している。

【岡本教育長職務代理人】

第 6 号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【岡本教育長職務代理人】

第 6 号議案は、原案どおり可決する。

第 7 号議案 令和 7 年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考要項の制定について

【特別支援教育課長】

令和 7 年度の入学者選考の日程については、記載のとおりである。募集対象の各部・学科の選考の日程、進め方については、昨年度と同様となっている。続いて、変更点について説明する。令和 7 年度入学者選考要項については、令和 6 年度と大きな変更点はないが、願書等の提出について、郵送の場合の手続を記載した。他の区分についても同様に記載している。この郵送での対応については、県立高等学校の選考に準じた対応として、令和 6 年度入学者選考から対応しているが要項の中に明記されていなかったため、令和 7 年度「入学者選考要項」から記載をすることとした。また、感染症への罹患等による急な発熱等で受検が困難であるなど、やむを得ない理由により本選考が受検できなかった者を対象とした、追選考の受検資格及び手続についても、高等学校に準ずる対応とした記載にした。

この入学者選考要項は、本日の教育委員会会議にて議決を経た後、報道発表及び県教育委員会のホームページで公表する。その後 8 月には、高等学校の選考の説明会と同様に、県内の公立中学校及び特別支援学校を対象とした説明会を実施し、入学者選考について周知する予定としている。

【岡本教育長職務代理人】

第 7 号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【岡本教育長職務代理者】

第7号議案は、原案どおり可決する。

報告1 令和6年度千葉県公立高等学校入学者選抜学力検査結果の概要について

【学習指導課長】

令和6年度選抜は、本検査を2月20日及び21日に、追検査を2月29日に実施し、3月4日に入学許可候補者を発表した。その後、定員に達しなかった学校を対象に、第2次募集及び定時制の課程の追加募集を実施した。これらの結果を含め、入学許可候補者が確定した。

令和6年度の本検査及び追検査では、全日制の課程の募集人員30,680人に対し、志願確定倍率は1.12倍で、入学許可候補者数は28,422人であった。第2次募集では、全日制の課程の募集人員2,259人に対し、入学許可候補者数は361人であった。入学許可候補者数の合計は、28,783人であった。

定時制の課程は、本検査及び追検査の募集人員1,277人に対し、志願者確定倍率は0.66倍で、追加募集まであわせた入学許可候補者数は830人であった。また、入学者選抜を4回に分けて行う通信制の課程では、現在一期から三期まで終了しており、251人の入学許可候補者を確定している。なお、令和6年度入学者選抜については、今後、三部制の定時制の課程で秋季入学者選抜を8月23日に、通信制の課程で四期入学者選抜を9月6日に実施する予定である。

続いて、学力検査の結果の概要について、別冊資料は、実施した各教科及び5教科の平均点、出題方針、問題別の正答率や得点の分布等をまとめたものである。「4 学力検査問題の特徴」であるが、本検査、追検査とも5教科の学力検査を短答を含む記述式とマークシート式の併用型で実施している。令和6年度の検査問題については、中学校学習指導要領に基づき、基礎的・基本的な事項の正確な理解度をみる問題及び理由を書かせる問題を設定するとともに、学習した基礎的な知識を活用して答えを導く問題及び思考力・判断力・表現力等を総合的にみる問題を出題した。各教科及び5教科の平均点は、単にその年度における志願者の学力を示すものではなく、学力検査の難易度等の要因も読み取ることができるものである。本検査での5教科合計の平均点は275.3点で、昨年度より17.6点高い結果となった。「理科」以外の4教科で、平均点が上昇している。本検査の教科別の結果については、出題内容や問題ごとの正答率等を示した。特徴として、基礎的・基本的な知識や技能等を問う問題の多くは正答率が高い傾向が見られた。また、各教科及び5教科合計の得点分布を掲載し、追検査の教科別の結果についても示してある。巻末には、学力検査の結果を踏まえた各教科ごとの「指導のポイント」をまとめた。これは、中学校での今後の学習指導方法や授業改善に役立てるために作成したものである。

例年この冊子は、県内すべての公立中学校及び高等学校をはじめ関係機関に配付し、生徒の学力の把握や今後の指導改善に活用してもらうとともに、県教育委員会のホームページにも掲載し広く県民に周知することとしている。

【貞廣委員】

冊子の英語の得点分布は、他の教科と比べて標準偏差が大きく2コブとなっており、二極化が裏付けられる結果となった。これは、中学校での指導の結果でもある。全国学力・学習状況調査の分析を行った際、授業が楽しいと感じたり、アウトプットに力を入れたりした学びを行った学校の生徒の英語力が伸びていることが分かった。中学校から本格的に学びが始まる英語の教科の特性もあるが、この結果が各学校の指導の結果であることを中学校の先生と再度共有して、英語を苦手とする生徒の引き上げを意識した授業を実施してほしい。

【学習指導課長】

指摘いただいた点は我々も長年課題として認識している。冊子を中学校等に配付する際、この件に関してさらに一層注意深く見るよう指示をするなど、改めてポイントを絞って指導して

いきたい。

【岡本教育長職務代理者】

平均点が上がったのは、正答率が極めて低い問題を減らした結果と理解してよいか。以前から正答率が数%の問題は、生徒の学力をみる適切な問題になっていないと指摘してきた。こうした問題を減らしたことで平均点が上がったとすれば良い傾向だと考えている。

【学習指導課長】

問題については、生徒の学力をバランスよく見られるよう平均的な問題という構造になっている。前年度の問題とほぼ同程度となるよう見立てて作るようにしている。今回、平均点が上がったのは、様々な要素によると思うが、一つの要素ではあると考えている。

報告 1 は終了。

報告 2 令和 5 年度セクシュアルハラスメント等及び体罰に関する実態調査の結果について

【教職員課長】

本調査は、より良い学校環境の構築等を目的として、千葉市立学校を除く全ての公立学校に在籍する児童生徒及び職員を対象に実施している。「2 調査結果の概要」の「(1) セクハラ実態調査の結果について」であるが、セクハラと感じ不快であったと回答した児童生徒の人数は、令和 4 年度と比較して減少し、100 人当たり 0.09 人であった。実数で見ると全体で 402 人であり、令和 4 年度の 424 人と比較して、22 人減少している。児童生徒がセクハラと感じ不快であったとした具体的な項目であるが、「不必要に身体に触られ、不快であった」「性的な話・冗談を言われ、不快であった」「容姿等の身体的特徴を話題にされ、不快であった」の回答数が多くなった。

平成 28 年度から調査内容に加えた「セクハラ以外のハラスメントを受け不快であった」と回答した児童生徒の人数は、100 人当たり 0.29 人であり、実数で見ると、全体で 1,239 人となっており、令和 4 年度の 1,082 人と比較して、157 人増加した。内容としては、教員の発言や対応等に関する回答が、主なものであった。調査結果を踏まえ、児童生徒本人と面接する等状況を確認したところ、教員から児童生徒に対するセクハラ及びセクハラ以外のハラスメントの具体的相談について、処分に当たるものはなかった。

次に、「(2) 体罰実態調査の結果について」であるが、体罰については、児童生徒から体罰の項目に記載のあったものについて、各学校で当該児童生徒及び関係者から調査を行い、その結果を踏まえて、県教育委員会及び市町村教育委員会が確認しているが、今年度はアンケート調査の結果から体罰による処分に当たるものはなかった。また、本調査とは別に、県教育委員会が令和 5 年度中に体罰の事案として、懲戒処分を行った件数は、3 件であった。

セクハラ及び体罰の根絶に向けて、最後に「3 今後の対策」についてであるが、教職員に対して、心理や法律の専門家等の協力を得た研修や、専門家による発生原因等の分析資料等を生かした研修により、教職員の意識改革を進めていく。また、各学校に対し、本調査の結果を周知するとともに、各学校における児童生徒及び職員の回答内容を踏まえ、ハラスメント等の根絶に向けた対策を講じるよう求めている。さらに、児童生徒に対して、セクハラ相談窓口の周知及びパンフレットやリーフレット等を活用した啓発を図り、相談することの大切さや人権に対する意識をより深められるよう指導していく。なお、本調査結果については、20 日(月)に、記者レクをしたところである。

【花岡委員】

特別支援学校において、セクハラ以外のハラスメントを受けたと感じた職員の回答数が 25 件であることに對し、同様の項目における児童生徒の回答数が 6 件と少なく、データとして信

憑性に欠ける感がある。数値の増減だけでなく、特別支援学校の中で、どのようなことが起きているのかを十分に精査し、事故を防いでほしい。

【教職員課長】

調査結果を踏まえ、対応していきたい。

【櫻井委員】

体罰実態調査について、昨年度から0件が続いているが、調査に粗が生じていることもある。調査の精度を上げることや調査項目の変更等、改善を図ってほしい。

【教職員課長】

発達段階を踏まえ、より良い調査となるよう改善を図っていく。

【永沢委員】

教職員の中には、ハラスメントの自覚がなく、自らの指導が熱心であると思っている者もいる。研修を実施するに当たっては、自校で起こり得るハラスメント等具体的な事例を用いて、自身の言動は、ハラスメントに該当することに早めに気付くことができ、重大な事態に発展することが無いよう、自己を見直すことができる研修を実施してほしい。

【教職員課長】

ハラスメントの具体例を取り上げるなど、自己を振り返ることができるよう、研修を工夫していく。

【富塚教育長】

ハラスメント等がなぜなくなるのかを考えると、委員の指摘のとおり、自身のハラスメントに対する認識を、現在の基準に合わせられていない教職員がいると感じる。今後は、視点を変えた調査や、教職員一人一人が、自らの学校を守るための方法を考えられるような研修の実施により、教職員相互の牽制力を高めていくことが、私達のやるべきことである。教職員の働き方改革と併せて、引き続き、心理や法律の専門家の助言をいただきながら、児童生徒にとって、より良い環境づくりを推進していきたい。

報告2は終了。

委員報告 1都9県教育委員会全委員協議会について

【岡本教育長職務代理者】

4月25日、26日に令和6年度1都9県教育委員会全委員協議会が茨城県水戸市で開催された。本県からは私と花岡委員、永沢委員、櫻井委員の4名が参加し、代表して報告をさせていただく。

今回の協議会のメインテーマは教師不足への対応ということで、まず文部科学省の教育人材政策課、財務課の方から、教師を取り巻く環境整備についての行政説明があり、その後5つの分科会に分かれて「教職員の魅力向上」をテーマに意見交換が行われた。

文部科学省からの行政説明を受け、「教職員の魅力向上」に対する取り組みについて千葉県は、かなり先進的であると実感した。文部科学省の行政説明の中で、全国の取組の先進事例としてあげられた事例のうち、2つも千葉の事例が入っていた。1つは教員採用のプロモーション事業を企業と協力しながら行っていることについて。もう1つは奨学金返還緊急支援事業の新設についてである。

分科会では「教職員の魅力向上」への取組に加えて、「教員の処遇改善」として子育て部分休暇の拡張について紹介させていただいた。その他に教員採用選考における工夫として「ちば

夢チャレンジ特別選考」について、教員の職処遇改善における休暇制度の取得条件の緩和、教員の働き方改革として長時間労働解消に向けた今年度の取り組みとして、DXアドバイザーのモデル校への配置、人事評価の電子化等についての実施システム構築などについて報告させていただいた。

以上、文部科学省の行政報告、分科会とともに活発な意見が取り交わされた。全体会の質疑応答の際に私からは、せっかくの有意義な協議会なので、文部科学省の方には課長、或いはできれば審議監、局長クラスの方のご出席をいただければと、要望をさせていただいた。また、各分科会の報告は、行政にとって参考になる意見があると思うので、「オンラインでの参加でも構わないので御参加いただければありがたい。」と申し上げるとともに、次回開催県の群馬県にも要望をしたところである。

最後に昨年度の神奈川県開催に引き続き、実のある会議になった。今後もこのような会議が行われ、各委員から出された意見を行政に反映していただきたい。

私からは以上であるが、参加した委員から追加はあるか。

【各委員】

特にない。

<傍聴・報道 退出>

第8号議案 専決処分の申し入れについて

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第9号議案 専決処分の申し入れについて

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第10号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第11号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第12号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

10 教育長閉会宣告

令和 6 年 6 月 1 2 日 署名人